

第11回

(平成29年11月13日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成29年11月13日(月)午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 9名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学

4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也

7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・

10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員 9番委員 税所 隆則

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第40号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第41号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第42号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、6番・8番委員を指名します。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

4番 先月のあっせんの農地の件、本日打合せを行いまして10a当たり30万円で決定しています。

2番 10月26日鳥獣害対策のワナの講習会に参加しました。4番員と2人で参加しました。午前中がビデオ、資料での説明、午後はワナのかけ方の講習会がありました。電気柵などで被害防止をするより、鳥獣そのものを減少させる方が良いのではないかとということで狩猟免許を取りましようという勉強をしてきました。

8番 女性ネットワーク活動で10月30日に会長、事務局、19名で一武の犬童宅と多良木の深水宅、のびるに研修に行っていました。犬童宅では土壌のことを勉強されて、減農薬に近い野菜をつくられていました。のびるの深水宅も大規模な仕事

をされていましたが、悩みは後継者ということでした。

議 長 議事に入ります。議第40号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第40号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、10番委員より調査報告します。

10番 （調査番号1）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力3人）です。季節雇用が5人。経営面積は、272a、田190a、水稲70a、転作120a 梨桃の果樹、畑80aは果樹です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：全部で70万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植え機、バインダー、スピードスプレアー1台他を所有。8番（取得農地の利用計画）：果樹。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2番について、3番委員より調査報告します。

3番 （調査番号2）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人（稼働力4人）です。経営面積は、565a、田376a、畑190a、水稲200a、転作176aWCSです。畑は、芋、野菜他。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：10a当たり40万円。6番（耕作放棄地）：あります。周囲も耕作放棄地で搬入路はあるが、搬入できない状態であり耕作不可能ではないかと判断しています。7番（農機具の利用計画）：トラクター2台、田植え機、動力噴霧器、その他、水稲、野菜関係の機械を所有。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 議第41号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第41号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、局長より調査報告をお願いします。

事務局 調査番号1番について9番より調査いただいておりますので報告します。（調査番号

1）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅及び通路です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。

2番（着工時期）：許可後から平成30年4月30日です。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：周りが平地で問題なし。8番（日照通風の影響）：農地無しのため問題なし。

10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 議第42号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成29年11月13日付け：球錦農林第9924号）の諮問があり、今回は所有権移転2件、利用権の再設定が3件、新規が9件です。

事務局 議第42号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 平成29年9月4条申請案件について、採決をしたいと思いますので、事務局より

内容説明をお願いします。

事務局 10月総会後の経過を説明。

(休憩)

議長 平成29年9月4条申請案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。平成29年9月4条申請案件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月13日

農業委員会会長

6番 農業委員

8番 農業委員
